

2 ロシア連邦の政治体制

2.1 憲法制定の経過

大統領と議会の対立の激化 → 国民投票により採択された憲法

2.2 大統領

大統領の役割 「連邦議会」、「裁判所」、「政府」の三権とともにロシアの国家権力を執行（大統領は三権の相互関係をも調整し、その意味では三権の上に立ってロシア国家を代表する）

大統領府（Администрация Президента）大統領令が作成される「第二の政府」

安全保障会議（Совет Безопасности РФ）大統領諮問機関（憲法 83 条 項）

→ 次第に権限は強化され、狭義の安全保障だけでなく犯罪やエコロジーの問題なども取り扱う

国家評議会（Государственный совет）2000 年 9 月 1 日付大統領令により設置

大統領を議長とし、連邦構成主体の執行機関の長により構成

連邦構成主体と連邦中央との調整のための協議機関

2.3 政府

「執行権力を行使する機関」（憲法 110 条）—— 議会と対等の関係

閣僚は大統領が任命 / 数名の副首相が複数の省にかかわる問題を統轄

政府の任務（経済管理に重点）（憲法 114 条）

2.4 議会

2.4.1 議会の構成

「連邦会議」（Совет Федерации; 上院）と「国家会議」（Государственная Дума; 下院）で構成

連邦会議の構成 / 国家会議の構成 / 下院の院内会派

2.4.2 権限と機能

常設の「代表・立法機関」（憲法 94 条）

連邦会議のおもな職務（憲法 102 条）

国家会議のおもな職務（憲法 103 条）

憲法改正と議会の権限

2.5 執行権力と立法権力

一元代表制と二元代表制

大統領と議会 — 個々の事例に即した両者の相互関係

- 法案の成立過程（大統領の拒否権）
- 首相の指名と議会による承認
- 大統領と議会の解散
- 内閣不信任
- 大統領の罷免

2.6 エリツイン政権からプーチン政権へ

2.6.1 エリツイン体制

ソ連崩壊後、エリツインの権威主義的な側面が顕著に
 （大統領令を連発して議会を無視 / 大衆の支持を直接調達・動員）
 政治スタイル: 制度化を嫌うポピュリズム的な民衆政治家

- 議会に政権基盤としての与党を構成しない
- 諸勢力・諸機関を超越し、その頂点に立つ大統領として行動
- 制度化を嫌い、人員や決定のプロセスを頻繁に変更する

政権末期にたび重なる首相解任と大統領側近の政治スキャンダル

2.6.2 プーチン政権

エリツインの突然の辞任とプーチンの登場
 （「法の独裁」 / 強力な国家とロシアの独自性 / 「財閥」との対決姿勢）

- 下院における安定的な「与党」勢力
- 中央集権的統治のメカニズム（「権力の垂直構造」(властная вертикаль)）
 - 連邦の法体系と矛盾する連邦構成主体の法律を是正
 - 7つの連邦管区を設定し、大統領全権を配置
 - 連邦会議（上院）の改革と「国家評議会」(Государственный совет) の設置
 - 連邦構成主体の首長を事実上の任命制にする
 - 「社会院」(Общественная палата) の創設
 - テロリストや分離主義勢力に対する非妥協的な姿勢

→2004年以降のプーチン体制は「民主制の後退」か？

2.7 Further Reading

下斗米伸夫『ロシア現代政治』東京大学出版会（1997年）

横手慎二『現代ロシア政治入門』慶応義塾大学出版会（2005年）

上野俊彦『ポスト共産主義ロシアの政治 — エリツインからプーチンへ』日本国際問題研究所（2001年）